

車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育 (伐木等機械・走行集材機械・簡易架線集材装置等)

H26.6.1に「労働安全衛生規則」が改正され、車両系木材出機械等の運転業務に労働者を就かせるときは、安全衛生特別教育規程に基づく特別教育を修了しなければならないこととされました。

つきましては、下記のとおり特別教育を開催いたしますので、ご案内申し上げます。
なお、本教育は学科教育のみの実施になります。

2014年(平成26年)11月30日以前に、6カ月以上の実務経験がある場合

→実技教育免除され、学科教育のみの受講で全科目受講済修了証を交付します。

上記の実務経験がない場合

→学科教育修了証及び教育実施証明を交付します。

実技教育は、各事業場で実施又は他団体等での受講が必要になります。
資料として実技教育のカリキュラム等を入れたCDをお渡しします。

1 実務経験 受講する区分において、**2014(H26).11.30以前に、6カ月以上の実務経験がある場合**は、申込書の「実務経験証明書」欄に記載し証明印を押印して下さい。

2 日 時	講習区分	講習日	学科教育時間 (休憩時間含)
	①伐木等機械	令和元年12月9日(月)	9:00~16:50
	②走行集材機械	令和元年12月10日(火)	9:00~16:50
	③簡易架線集材装置等	令和元年12月11日(水)	9:00~16:50

3 会 場 ときわ市民ホール 3階 304・305研修室(旭川市5条4丁目)

4 受講料 受講料には消費税を含みます。(テキスト代3,667円(消費税込)を含む)

受講区分	受講例	会員	会員外
3区分受講	①+②+③	24,000円	28,000円
2区分受講	①+②又は①+③等	18,000円	21,000円
1区分のみ受講	①のみ等	12,000円	14,000円

※ H3.11.11付基発第646号「林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育について」に基づく安全教育の修了者については、②走行集材機械の科目は、関係法令1時間のみの受講で、それ以外は科目免除になります。受講料は下記のとおりです。

受講区分	受講例	会員	会員外
3区分受講	①+②+③	20,000円	23,000円
2区分受講	①+②又は、②+③	14,000円	16,000円
1区分のみ受講	②のみ(テキストなし)	2,000円	2,000円

5 申込方法 申込書に写真1枚(30ミリ×25ミリ)と受講料を添えて、持参または現金書留でお申込み下さい。 ※振込み希望の場合はご連絡下さい。

6 しめきり 11/29(期日前でも、定員40名に達し次第しめきり)

7 修了証 締切日までに写真が届いた場合は、当日交付(以後は後日郵送)
※既に取得している、林災防交付の修了証のコピーを添付していただくと、修了証が一つにまとまります。(ただし、実務経験ありの場合のみ)

8 その他 筆記用具(鉛筆、消しゴム、蛍光ペン等)をご持参下さい。

9 注意事項 受講日前に欠席の申し出がない時は受講料は返金致しません。

林材業労働災害防止協会旭川分会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687



車両系木材伐出機械等の区分

伐木等機械の運転業務 安衛則第36条6号の2 (教育時間 学科6時間 + 実技6時間)

伐木、造材や原木等の集積を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

木材グラブブル機

木材用のつかみ具（以下「木材グラブブル」という）とブーム・アームからなる作業装置（以下「木材グラブブル装置」という）により原木等を集積する機械



グラブブルソー

玉切りと原木等の集積を行う機械



フェラーバンチャ ▶

伐木と原木等の集積を行う機械



ハーベスタ▼

伐木、枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



プロセッサ▶

枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



単体では自走できないが、トラクター等にけん引され、当該トラクター等と連結されたまま使用される機械は「伐木等機械」に含む。

油圧式伐倒機(トラクターの前部に、はさみ状のアタッチメントを取付け、油圧操作で立木を伐倒する機械)も「伐木等機械」に含む。

走行集材機械の運転業務 安衛則第36条6号の3 (教育時間 学科6時間 + 実技6時間)

車両の走行により集材を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フォワーダ

木材グラブブル装置と荷台を備え、木材グラブブル装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械



集材車

原木等を荷台に積載し、車両の走行により運搬する機械。原木等を荷台に積載するためのウインチや滑車をつり下げるポールを備えたものを含む



スキッド

ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンとし、木材グラブブル装置により原木等の一端を持ち上げ、車両の走行により原木等を運搬する機械



集材用トラクター

1ブル・ドーザー トラクターショベルなどをベースマシンに、ウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより、けん引して運搬する機械



木材グラブブル装置を取付けたトラックや、木材を運搬するフォークローダーは、走行集材機械には、該当しない。(揺動式の木材グラブブル装置を取付けたトラックは移動式クレーンに該当する)

簡易架線集材装置等の運転業務 安衛則第36条7号の2 (教育時間 学科6時間 + 実技8時間)

動力を使い、原木等を巻き上げ運搬するもので、集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付随するもので構成され、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備は「簡易架線集材装置」、不特定の場所に自走できるものは「架線集材機械」

タワーヤード

支柱と2つ以上のドラムのあるウインチを備え、支柱を使って原木等をウインチのワイヤロープで巻き上げて集材を行う機械



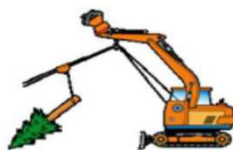
集材ウインチ機

ドラグ・ショベル、木材グラブブル機などのブームの下部または機体の前面に1つのドラムのあるウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



スイングヤード

ドラグ・ショベル、木材グラブブル機などに2つ以上のドラムのあるウインチを備え、ブーム・アームを支柱とし、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



2ブル・ドーザー 等を、固定した状態で、ウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う場合は、集材ウインチ機に該当する為、「簡易架線集材装置等」の受講が必要です。

- 【注意】
- 1 ブル・ドーザーを走行させて原木等を土場まで運搬する時
 - 2 ブル・ドーザーを固定した状態で、ウインチで巻き上げる時

車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育申込書

受講する講習種別に 印をつけて下さい。

を記入	講習種別	主な対象機械の例
	伐木機械等	フェラバンチャー、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラップル機、グラップルソー、等
	走行集材機械	フォワーダ、スキッド、集材車、集材用トラクター(ブル含む)、等
	簡易架線集材装置等	タワーヤード、スイングヤード、集材ウインチ機、等
受講区分	1区分 ・ 2区分 ・ 3区分	会員 ・ 会員外 受講料 円

受講料納入方法(印表示) 振込 ・ 現金書留送付 ・ 協会へ持参

(いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います)

受講番号	印の欄は、記入しないで下さい。		縦30mm 横24mm 写真1枚添付 裏面に氏名記入
ふりがな		性別	
氏名		男 ・ 女	
生年月日	昭和・平成	年 月 日	
現住所	〒 携帯		
勤務先	所在地	〒 TEL	
	名称	FAX 担当者名	

2014年11月30日以前に、6か月以上の実務経験がある方は、下記証明書に「作業の種類」ごとに記載し、証明印を押印して下さい。 実務経験がない方には、学科のみの修了証を交付します。

実務経験証明書

作業名、現場名など	作業の種類	作業期間
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
	伐木 ・ 集材 ・ 架線	年 月 ~ 年 月
上記について相違ないことを証明します。 事業者印は職を表す印を押印(個人印は不可) 事業場所在地 事業場の名称 事業者職氏名		



年 月 日

〒070-0043
 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
 TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687
 林材業労災防止協会旭川分会 御中